

令和6年第6回三股町農業委員会総会審議結果

日程第5

議案第30号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 3 ）

日程第6

議案第31号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 1 ）

日程第7

議案第32号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 3 ）

日程第8

議案第33号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

可決（ 22 ）

日程第9

議案第34号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について

可決（ 6 ）

令和6年第6回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 6月28日（金曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 6月28日（金曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	小倉 休幸
2 番委員	下石 昭廣
3 番委員	内村 介貞
4 番委員	中石 均
5 番委員	馬渡 芳文
6 番委員	溝口 良信

農地利用最適化推進委員 兒玉 道郎

欠席者 なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長	山田 正人
事務局 局長補佐	山内 和広
事務局 係 長	井上 香

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局（山田 正人）

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和 6 年第 6 回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第 2 条第 5 号において、農地利用最適化推進委員の児玉道郎さんが会議に出席し、第 3 ブロック区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第 1、会議録署名委員に 4 番委員の中石均さんと 5 番委員の馬渡芳文さんを指名いたします。続きまして、日程第 2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日 1 日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日 1 日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第 3、報告第 10 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（山田 正人）

報告第 10 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告するもので、合計 5 件 12 筆 14,409 m²、うち田が 10 筆 12,499 m²、畑が 2 筆 1,910 m²でございます。詳細につきましては、総会資料 3 頁 40 番から 44 番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

ないようですので、次の報告にすすみます。日程第 4、報告第 11 号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（山田 正人）

報告第 1 1 号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計 2 件 8 筆 7, 800 m²、田が 8 筆 7, 800 m²でございます。詳細につきましては、総会資料 5 頁 1 4 番から 1 5 番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

ないようですので、次の議案にすすみます。日程第 5、議案第 3 0 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（山田 正人）

議案第 3 0 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計 3 件 6 筆 5, 199 m²、うち田が 3 筆 1, 716 m²、畑が 3 筆 3, 483 m²でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局（山内 和広）

議案第 3 0 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてご説明いたします。総会資料 7 頁 1 5 番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号 1 5 番、受付年月日：令和 6 年 6 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：長田字大八重〇〇〇〇番他〇筆、地目：田、合計面積：1, 349 m²です。受人は渡人の孫になります。受人の要望による売買による所有権移転となります。受人は 3.2 h a の農地を山之口町で借入によりきんかんやへべすの栽培をしております。主要の農機具はトラクター、噴霧器です。労働力は農業歴 20 年の受人の 1 名と収穫期におきましては臨時雇用の 30 名で従事されております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉 道朗）

受付番号 1 5 番は 6 月 25 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は山之口町在住で、果樹を中心に農業経営をおこなっております。山之口町と長田のきんかんをハウスで栽培しており、へべすをハウスと露地栽培で行っております。受人は渡人の孫になります。農地はすべて耕作しており機械能力もあります。状況から見ても効率よく作業ができると思います。事業拡大を図るため所有権移転を行うものです。利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局（山内 和広）

受付番号 16 番、受付年月日：令和 6 年 6 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字牛ケ廻〇〇〇〇番他〇筆、地目：畑、合計面積：3,483 m²です。受人の要望による売買による所有権移転となります。受人は水稻、飼料作物を中心に農業に従事されており、主要の農機具はトラクター、田植機、乾燥機、コンバインです。労働力は農業歴 48 年の受人のみとなっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村 介貞）

受付番号 16 番は 6 月 26 日に第 4 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は都城在住で建設業や運送業を営み、水稻を中心に農業をされ多種の受託作業もされております。申請地に隣接するハウスは受人の所有で機械等も充実し効率的に利用されると見込まれます。農地の拡大を図るため所有権の移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局（山内 和広）

受付番号 17 番、受付年月日：令和 6 年 6 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：樺山字蔵元〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：367 m²です。

受人は渡人の弟になります。受人の要望による贈与による所有権移転となっております。受人は当該申請農地の隣で自家用の水稻を作付けしており、申請農地では自家用の路地野菜の栽培を計画しております。農機具に関しては耕運機、バインダー、コンバインを持っています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4 番委員（中石 均）

受付番号 17 番は 6 月 25 日に第 2 ブロック委員 4 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受入は申請地の手前に夫婦で住んでおり、会社務めをしながら休日には 367 m²と手頃なことから家庭菜園で自家消費料の野菜を栽培しています。渡人の住まいは高城町桜木であることから、申請地の隣に住んでいる弟に贈与するものです。以上の事から利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 30 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について受付番号 15 番から 17 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 30 号農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 15 番から 17 番について許可することに決定いたしました。続きまして日程第 6、議案第 31 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（山田 正人）

議案第 31 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 1 件 1 筆 13 m²、田が 1 筆 13 m²でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局（井上 香）

議案第 31 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料 9 頁 26 番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号 26 番、受付年月日：令和 6 年 6 月 10 日、受入：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字五本松〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：13 m²です。こちらは贈与による所有権移転で、転用目的は追認による通路となっており、始末書が提出されております。資金計画についてはすでに工事が完了しているため新たな資金は必要はなしとなっております。また、この農地は近隣商業区域となっており、

農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉 休幸）

受付番号 26 番は 6 月 25 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請地は平成 30 年に申請地に隣接する樺山字五本松〇〇〇〇番〇〇に住居を建設するため〇〇〇〇番地の枝番〇〇. 〇〇. 〇〇と分筆をして農地法の許可を得て通路として利用しています。今回通路の奥にある〇〇〇〇番地〇を渡人が孫娘に贈与とした時、本申請地だけが農地のままであることが判明しました。現在通路として利用されており、問題ないと判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

ないようですので、議案第 31 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 26 番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 31 号農地法第 5 条の規定による許可申請の受付番号 26 番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 7、議案第 32 号令和 6 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（山田 正人）

議案第 32 号令和 6 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。詳細につきましては、総会資料 10 頁及び別冊の利用権設定借受候補者（推薦農業者）の推薦書のお目通しをお願いします。なお、今回 3 名の推薦が上がっております。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（溝口 良信）

今回の候補者 3 名については、先日の全体協議会で推薦委員の方から説明があったところです。これに対しまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 3 2 号令和 6 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 3 2 号令和 6 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 8、議案第 3 3 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（山田 正人）

議案第 3 3 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計 1 8 件、6 0 筆 47, 898 m²、うち田が 4 6 筆 35, 898 m²、畑が 1 4 筆 12, 000 m²でございます。利用権設定につきましては、合計 4 件 8 筆 12, 742 m²、うち田が 8 筆 12, 742 m²でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転に関する総会資料 1 2 頁 4 1 番から 1 6 頁 5 8 番まで、利用権設定に関する総会資料は 1 7 頁 1 7 7 番から 1 8 0 番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありますか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 3 3 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について、所有権移転及び利用権設定に関する総会資料、1 2 頁 4 1 番から 1 7 頁 1 8 0 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 3 3 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 9、議案第 3 4 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（山田 正人）

議案第34号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認についてでございます。利用権設定につきまして合計6件10筆8,145㎡、うち田が10筆8,145㎡、でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは、農地中間管理機構による利用権設定各筆明細は総会資料20頁56番から21頁61番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第34号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の総会資料20頁56番から21頁61番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第34号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については承認することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。6月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第5回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10時